

事業報告書
(自 令和5年9月1日 至 令和6年8月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 増田整形外科
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 長崎県佐世保市高砂町4番21号

(3) 設立認可年月日 平成18年9月28日

(4) 設立登記年月日 平成18年10月3日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人 増田整形外科	長崎県佐世保市高砂町4番21号	一般病床 19床

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
医療法人増田整形外科 ケアプランセンターオリーブ	長崎県佐世保市高砂町4番21号	居宅介護支援事業
医療法人増田整形外科 ケアプランセンターオリーブ	長崎県佐世保市高砂町4番21号	介護予防ケアマネジメント事業
医療法人増田整形外科 ヘルパーステーションオリーブ	長崎県佐世保市高砂町4番21号	訪問介護事業
医療法人増田整形外科 ヘルパーステーションオリーブ	長崎県佐世保市高砂町4番21号	介護予防訪問介護事業

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は理事会で議決又は同意した事項

令和5年10月20日 令和5年度決算の決定

理事及び監事の重任の承認

令和6年6月1日 資金運用に関する件の承認

法人名 医療法人 増田整形外科
所在地 長崎県佐世保市高砂町4番21号

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和6年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	453,737	I 流 動 負 債	80,209
II 固 定 資 産	527,266	II 固 定 負 債	51,054
1 有 形 固 定 資 産	437,763	負 債 合 計	131,263
2 無 形 固 定 資 産	367	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	89,136	科 目	金 額
		I 出 資 金	9,000
		II 利 益 積 立 金	840,740
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	849,740
資 産 合 計	981,003	負 債 ・ 純 資 産 合 計	981,003

法人名 医療法人 増田整形外科
所在地 長崎県佐世保市高砂町4番21号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和5年9月1日 至 令和6年8月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	889,235
2 事業費用	810,910
本来業務事業利益	78,325
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業損失	0
事業利益	78,325
II 事業外収益	24,888
III 事業外費用	36,195
経常利益	67,018
IV 特別利益	0
V 特別損失	2,800
税引前当期純利益	64,218
法人税等	14,061
当期純利益	50,157

法人名 医療法人 増田整形外科
所在地 長崎県佐世保市高砂町4番21号

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和6年8月31日現在)

1. 資 産 額	981,003 千円
2. 負 債 額	131,263 千円
3. 純 資 産 額	849,740 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	453,737
B 固 定 資 産	527,266
C 資 産 合 計 (A + B)	981,003
D 負 債 合 計	131,263
E 純 資 産 (C - D)	849,740

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物	(■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 増田整形外科

理事長 増 田 賢 一 殿

私は、医療法人 増田整形外科の令和5年会計年度(令和5年9月1日から令和6年8月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和6年10月2/日

医療法人 増田整形外科

監 事 樋 渡 猷 子

